

大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和郡山市指定給水装置工事事業者規程(平成10年2月大和郡山市水道局管理規程第3号。以下「規程」という。)第8条及び第9条の規定に基づく大和郡山市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対する処分等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(処分の種類)

第2条 指定事業者の違反行為に対する処分(以下「処分」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定の停止
- (2) 指定の取消し

(処分等の基準)

第3条 この要綱に定める処分等の基準は、別表のとおりとする。

(違反行為の調査及び報告書作成)

第4条 給水担当課長(以下「担当課長」という。)は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

- 2 担当課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。
- 3 担当課長は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為報告書(様式第1号)を作成する。

(文書による注意)

第5条 担当課長は違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意(様式第2号)又は警告(様式第3号)を行うことができる。

(報告)

第6条 担当課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときには、大和郡山市上下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)に報告し、大和郡山市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)開催の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

- 第7条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び大和郡山市行政手続条例（平成9年3月大和郡山市条例第4号。以下「条例」という。）に定めるところにより、当該処分の名あて人になるべき者に対して、指定を停止する場合にあっては弁明の機会を付与し、指定を取り消す場合にあっては聴聞の手続を行うものとする。
- 2 弁明の機会の付与にあっては、弁明の機会の付与通知書（様式第4号）により弁明書の提出、又は口頭による場合は弁明の機会を付与するために出頭をそれぞれ求めるものとする。
 - 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第5号）により通知する。
 - 4 聴聞は、担当課長が主宰する。
 - 5 聴聞を終結したときは、担当課長は速やかに聴聞調書（様式第6号）、聴聞報告書（様式第7号）及び処分案を作成し、管理者に報告する。
 - 6 その他意見陳述のための手続きに関しては、条例に定めるところによる。

(不利益処分の通知)

- 第8条 管理者は処分を決定した場合に、被処分者に対して当該処分の通知（様式第8号）を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

- 第9条 管理者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文		違反内容	処分内容
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3			
		第1項第1号	施行規則第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		第1項第2号	施行規則第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		第1項第3号イ	施行規則第20条の2	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者と判断を受けたとき。	指定取消し
		第1項第3号ロ		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ハ		5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ニ		6. 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下
		③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下		
		④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下		
		⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意		
		⑥文書注意に従わないとき。	文書警告		
		⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下		
		⑧管理者の承認を受けないで工事を施	指定停止6月以下		

		第 1 項第 3 号ハ		<p>行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。</p> <p>⑨その他の違反行為</p> <p>8. 法人の場合、その役員のうち法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからニまでの欠格条件に該当する者がいることが判明したとき。</p>	<p>指定停止 6 月以下</p> <p>指定取消し又は</p> <p>指定停止 6 月以下</p>
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項 第 2 項 第 1 項	施行規則第 21 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項	<p>1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。</p> <p>2. 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。</p>	<p>指定取消し</p> <p>指定停止 3 月以下</p>
届出義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 25 条の 7	施行規則第 34 条 施行規則第 35 条	<p>1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p>	<p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p>
事業の運営基準違反	第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	施行規則第 36 条 第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 5 号イ	<p>1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。</p> <p>2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。</p> <p>3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適さない工事を施行したとき。</p> <p>4. 水道法施行令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第 5 条：給水装置の構造及び材質</p>	<p>口頭注意</p> <p>指定停止 1 月以下</p> <p>指定停止 6 月以下</p> <p>指定停止 6 月以下</p>

			第5号ロ	の基準) 5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下
			第6号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下
工事施工に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	第25条の9 第25条の10		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止3月以下 指定停止3月以下 指定停止6月以下
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1. 不正の手段により指定給水装置工事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

※ 処分内容は各項目とも全て指定取消し要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則（期間）を示します。

様式第1号（第4条関係）

大和郡山市長

大和郡山市上下水道部
課長

違反行為報告書

年 月 日

調査場所状況	場 所				
	所有者又は使用者	住 所			
		氏 名			
	給水の種類	専用給水装置・共用給水装置・私設消火栓			
	給水方式				
	お客様番号		用 途	一般・臨時・湯屋	
	メーター番号				
調査内容	発見年月日	年 月 日	発見者		
	発見の経緯				
	調査年月日	年 月 日	調査員		
	当 事 者	指定工事業者名			
		主任技術者名			
	利害関係人	住所			
		氏名			
	違反行為の状況				
	違反行為を施行した日又は期間				
	違反行為該当条項 (処分基準参照)	違反項目			
関係法令					
違反内容					
指導の状況	是正指導の方法・内容				
	是正指導後の当事者の対応				

様式第2号（第5条関係）

大郡公企 第 号
年 月 日

様

大和郡山市長

嚴重注意通知書

大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり嚴重に注意する。

記

発見年月日	年 月 日
違反場所	
違反項目	
違反行為の内容	
嚴重注意事項	【速やかに是正されない場合は大和郡山市指定給水装置工事事業者規程及び大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱に基づき嚴重に処分します。】

様式第3号（第5条関係）

大郡公企 第 号
年 月 日

様

大和郡山市長

警告通知書

大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり警告する。

記

発見年月日	年 月 日
違反場所	
違反項目	
違反行為の内容	
警告事項	期限 年 月 日 【期限までに是正されない場合は大和郡山市指定給水装置工事事業者規程及び大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱に基づき厳正に処分します。】

様

大和郡山市長

弁明の機会の付与通知書

あなたに対する不利益処分を下記のとおり行う予定であり、行政手続法第13条第1項及び大和郡山市行政手続条例第27条第1項の規定による弁明書を提出（口頭による場合は下記期日場所に出頭してください）されるよう通知します。

記

予定される処分の内容				
根拠となる法令等の条項				
処分の原因となる事実				
弁明書の提出先				
弁明書の提出期限	年 月 日			
口頭による弁明の機会の付与を行う場合の出頭する期日及び場所	期 日	年 月 日	午前 午後	時 分
	場 所			

（備考）

- 1 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人を選任したときは、当該代理人を提出又は出頭させようとする弁明の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 3 出頭の際には、この通知書を持参してください。

様式第5号（第7条関係）

大郡公企 第 号
年 月 日

様

大和郡山市長

聴 聞 通 知 書

あなたに対する不利益処分を下記のとおり行う予定であり、行政手続法第13条第1項及び大和郡山市行政手続条例第13条第1項の規定による聴聞を行いますので通知します。

記

予定される処分の内容			
根拠となる法令等の条項			
処分の原因となる事実			
聴 聞 の 期 日	年 月 日	午前 午後	時 分
聴 聞 の 場 所			
聴聞の事務を所掌する 組織の名称、所在地及 び電話番号	名 称		
	所 在 地		
	電話番号		
聴 聞 の 主 宰 者	職 名		
	氏 名		

(備考)

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 出頭の際には、この通知書を持参してください。

様式第6号（第7条関係）

大和郡山市長

（主宰者）
上下水道部 課長

聴 聞 調 書

年 月 日

聴 聞 の 件 名	
聴聞の期日及び場所	
聴聞の期日に出頭した当事者（代理人、補佐人）の氏名及び住所	
聴聞の期日に出頭した参加人（代理人、補佐人）の氏名及び住所	
聴聞に出席した上下水道部担当課職員の氏名及び職名	
聴聞の期日に不出頭の当事者及び参加人（代理人、補佐人）の氏名及び住所並びに当事者（代理人）においてはその正当な理由の有無	
当事者（代理人、補佐人）及び参加人（代理人、補佐人）及び上下水道部担当課職員の陳述要旨 ※陳述書による意見の陳述を含む	
証 拠 書 類 等 の 標 目	
その他参考となるべき事項	

（備考）

書面・図面・写真・その他主宰者が適当と認めるものを添付

様式第7号（第7条関係）

大和郡山市長

（主宰者）
上下水道部 課長

聴 聞 報 告 書

年 月 日

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張	
前項の主張に理由があるか否かについての主宰者としての意見及び理由	

様式第 8 号（第 8 条関係）

大郡公企 第 号
年 月 日

様

大和郡山市長

不利益処分通知書

あなたに対する不利益処分を下記のとおり決定しましたので大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第 8 条の規定により通知します。

記

処分内容 (該当する処分を丸で囲む)	指定の取消し 指定の停止 年 月 日 から 年 月 日 まで
根拠となる法令等の条項	
処分の理由	

(備考)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に大和郡山市長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律 139 号）の規定により、決定があったことを知った日から起算して 6 月以内に大和郡山市長を被告として提起することができます。